

提出議案説明資料目次

令和2年5月臨時会

資料 番号	資料内容	関 係 議 案	頁
1	新 旧 対 照 表	議案第27号 専決処分の承認を求めることについて	1 ～ 3
2	新 旧 対 照 表	議案第28号 専決処分の承認を求めることについて	5 ～ 13
3	新 旧 対 照 表	議案第32号 箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定につい て	15 ～ 19

新旧 対 照 表

箱根町介護保険条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）	
(保険料率) 第5条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(12) (略) 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,240円</u>とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,240円</u>」とあるのは、「<u>35,400円</u>」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,240円</u>」とあるのは、「<u>49,560円</u>」と読み替えるものとする。	

（保険料率）

第5条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（1）～（12）（略）

- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の平成31年度及び平成32年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,550円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「26,550円」とあるのは、「42,480円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「26,550円」とあるのは、「51,330円」と読み替えるものとする。

新旧 対 照 表

箱根町国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
目次 第 1 章～第 3 章（略） 第 4 章 保険給付(第 5 条―<u>第 7 条の 2</u>) 第 5 章～第 8 章（略） 附則 （出産育児一時金） 第 6 条（略） 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第 2 項及び<u>第 7 条の 2 第 7 項</u>において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。 <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u> <u>第 7 条の 2 給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></u> 2 傷病手当金の額は、1 日につき、<u>傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上</u>

目次

第1章～第3章（略）

第4章 保険給付（第5条—第7条）

第5章～第8章（略）

附則

（出産育児一時金）

第6条（略）

- 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

新（改正後）

10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。) の 3 分の 2 に相当する金額（その金額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

4 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第 2 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

5 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

6 前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

7 第 1 項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（保険料の減額）

第 17 条の 4 （略）

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属

旧（改正前）

（保険料の減額）

第 17 条の 4 （略）

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属

新（改正後）

する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第 313 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定は適用せず、所得税法第 57 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定は適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

新（改正後）

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2)・(3) (略)

2～4 (略)

旧（改正前）

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2)・(3) (略)

2～4 (略)

新旧 対 照 表

箱根町町税条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
附 則 （固定資産税の課税標準の特例） 11～26（略） <u>27 法附則第 62 条に規定する条例で定める割合は、零とする。</u> （固定資産税の税率の特例） <u>28・29（略）</u> <u>30</u> 都市計画法第 19 条第 1 項の規定により箱根都市計画用途地域と決定した都市計画に係る土地の区域外に所在する土地のうち山林、原野、池沼に対して課する固定資産税の額は、当分の間、第 21 条の規定にかかわらず<u>附則第 28 項</u>を適用して計算した固定資産税額から当該固定資産税額に 1.58 分の 0.79 の率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。 （検討） <u>31</u> 町長は、<u>附則第 28 項</u>から前項までの規定について、令和元年度以降 5 年ごとに施行の状況を検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 <u>32～34（略）</u> （軽自動車税の環境性能割の非課税） <u>35</u> 法第 451 条第 1 項第 1 号(同条第 4 項において準用する場合を含む。)に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から<u>令和 3 年 3 月 31 日</u>までの間(<u>附則第 46 項</u>において「特定期間」という。))に行われたときに限り、第 28 条の 4 の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 <u>36・37（略）</u> <u>38</u> 県知事は、当分の間、<u>附則第 36 項</u>の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを<u>附則第</u>

旧（改正前）

附 則

（固定資産税の課税標準の特例）

11～26（略）

（固定資産税の税率の特例）

27・28（略）

29 都市計画法第 19 条第 1 項の規定により箱根都市計画用途地域と決定した都市計画に係る土地の区域外に所在する土地のうち山林、原野、池沼に対して課する固定資産税の額は、当分の間、第 21 条の規定にかかわらず附則第 27 項を適用して計算した固定資産税額から当該固定資産税額に 1.58 分の 0.79 の率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

（検討）

30 町長は、附則第 27 項から前項までの規定について、令和元年度以降 5 年ごとに施行の状況を検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

31～33（略）

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

34 法第 451 条第 1 項第 1 号（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に掲げる 3 輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この項において同じ。）に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間（附則第 45 項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第 28 条の 4 の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

35・36（略）

37 県知事は、当分の間、附則第 35 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第

新（改正後）

42 項の規定により読み替えられた第 28 条の 5 第 1 項の納期限(納期限の延長があった時は、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車について法附則第 29 条の 11 の規定によりその例によることとされた法第 161 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

39～50（略）

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

51 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が附則第 48 項から前項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

52・53（略）

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

54 第 5 条の 2 第 7 項の規定は、法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

41 項の規定により読み替えられた第 28 条の 5 第 1 項の納期限（納期限の延長があった時は、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車について法附則第 29 条の 11 の規定によりその例によることとされた法第 161 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

38～49（略）

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

50 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が附則第 47 項から前項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

51・52（略）